

判決年月日	平成30年1月15日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10155号		
<p>○ 指定商品を第6類「くい」とする立体商標について、その立体的形状は、杭の形状として、需要者において、機能又は美観に資することを目的とする形状と予測し得る範囲のものであるから、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみから成る商標として、商標法3条1項3号に該当し、また、使用をされた結果自他商品識別力を獲得し、商標法3条2項により商標登録が認められるべきものということとはできないとした事例。</p>			

(関連条文) 平成26年法律第36号による改正前の商標法3条1項3号、2項、4条1項18号

(関連する権利番号等) 不服2015-16890号事件(本件審判)、商願2014-61502号(本願)

### 判 決 要 旨

原告は、第6類「くい」を指定商品とする立体商標(本願商標)の商標登録をしたが、拒絶査定を受けたため、不服審判を請求したところ、特許庁は、本願商標は、商標法3条1項3項に該当し、かつ、同条2項に該当しないから、登録を受けることができないとして、不成立審決をした。本件は、原告がこれを不服として審決の取消しを求めた事案であり、争点は、本願商標の商標法3条1項3号該当性、同条2項該当性である。

本判決は、概要、以下のとおり判示して、審決を維持した。

(1) 本願商標に係る立体的形状は、杭の形状として、機能又は美観に資することを目的として採用されたものと認められ、また、需要者において、機能又は美観に資することを目的とする形状と予測し得る範囲のものであるから、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみから成る商標として、商標法3条1項3号に該当する。

(2) 立体的形状から成る商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、①当該商標の形状及び当該形状に類似した他の商品等の存否、②当該商標が使用された期間、商品の販売数量、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情を総合考慮して判断すべきである。

①原告商品の立体的形状は、他の同種商品にはない特徴的なものとはいえないこと、②原告商品は一定の販売実績を挙げてきたものの、そのシェアは不明であり、実用新案権や意匠権が存在していたこと、原告商品の広告宣伝展示が継続して行われたとしても、取引者、需要者は、併せ使用された文字商標に注目して自他商品の識別を行ってきたと認められること、これらの事情を総合すると、原告商品の立体的形状が、文字商標から独立して、その形状のみにより自他商品識別力を獲得するには至っていないというべきである。

したがって、本願商標は、使用をされた結果自他商品識別力を獲得し、商標法3条2項

により商標登録が認められるべきものということとはできない。